

泉町1丁目北地区市街地再開発組合

工事等請負規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、泉町1丁目北地区市街地再開発組合定款（以下「定款」という。）第66条第3項の規定により、工事及び委託業務（以下「工事等」という。）の請負にかかる契約事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事会 定款第7章に規定する理事会をいう。
- (2) 水戸市契約規程 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年4月1日水戸市規程第5号）をいう。
- (3) 建設業法 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- (4) 測量法 測量法（昭和24年法律第188号）をいう。
- (5) 建設コンサルタント登録規程 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）をいう。
- (6) 地質調査業者登録規程 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）をいう。
- (7) 補償コンサルタント登録規程 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）をいう。
- (8) 測量法等 測量法、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程をいう。
- (9) 独占禁止法 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- (10) 契約 請負契約及び委託契約に係る契約をいう。
- (11) 工事 別表第1工種等一覧表第1項に係るものをいう。
- (12) 委託業務 別表第1工種等一覧表第2項及び第3項に係るものをいう。
- (13) 工種 別表第1工種等一覧表第1項に係る工事の種別をいう。
- (14) 格付工種 工種のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事をいう。
- (15) 業種 別表第1工種等一覧表第2項及び第3項に係る土木建築コンサルタント業等及び施設維持管理業等の委託業務の種別をいう。
- (16) 工種等 工種及び業種をいう。
- (17) 一般競争入札 条件付一般競争入札をいう。
- (18) 入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (19) 入札参加資格 工事等の入札参加資格をいう。

- (20) 請負 工事等の請負及び委託をいう。
- (21) 請負業者 工事等の請負業者及び委託業者をいう。
- (22) 有資格請負業者 水戸市契約規程第11条の規定により水戸市の入札参加資格を得た者をいう。
- (23) 総合数値 水戸市契約規程第8条に規定する数値をいう。
- (24) 本社 主たる営業所をいう。
- (25) 市外 市外に本社があることをいう。
- (26) 市内 市内に本社があることをいう。

(契約の方法)

第3条 工事等の契約方式は、原則として一般競争入札又は指名競争入札の方法をもって行うものとする。ただし、定款第66条第2項に該当する場合は、理事会の決議により随意契約によることができる。

第2章 入札参加資格

(入札参加対象工種等)

第4条 入札の参加対象工種等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業 工事の完成を請け負う営業で、別表第1工種等一覧表第1項に掲げるものをいう。
- (2) 土木建築コンサルタント業等 土木、建築その他これらに類する工事等の設計、監理、調査、企画立案等を請け負う営業で、別表第1工種等一覧表第2項に掲げるものをいう。
- (3) 施設維持管理業等 施設の維持管理その他の業務を請け負う営業で、別表第1工種等一覧表第3項に掲げるものをいう。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加しようとする請負業者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 建設業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23第1項の規定による経営事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- (2) 委託業務にあつては、その営業に関して許可、認可等（以下「許認可」という。）を必要とする場合は、当該許認可を受けていること。
- (3) 国税、茨城県税及び水戸市の市税（納税義務があるものに限る。）を完納していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水戸市の有資格請負業者名簿に登載されていること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けた者を除く。

第3章 一般競争入札

(対象工事)

第6条 一般競争入札の対象は、予定価格が1,000万円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、工事の技術的特性、有資格請負業者数等の合理的な理由があるときは、一般競争入札によらないことができる。

(発注形態)

第7条 一般競争入札の発注形態は、有資格請負業者への単独又は第7章に規定する特定建設工事共同企業体によるものとする。

(条件の設定)

第8条 理事長は、一般競争入札の執行に当たっては、市内の有資格請負業者の保護育成に配慮するとともに、有資格請負業者の総合数値、技術的特性、施工実績、配置予定技術者等について条件を付すものとする。

2 理事長は、前項の条件の設定において、水戸市に意見を求めることができる。

(対象工事の推薦)

第9条 理事長は、工事を一般競争入札に付そうとするときは、一般競争入札決定伺い(様式第1号)を理事会に諮り承認を得なければならない。

(公告)

第10条 一般競争入札の公告の形式は、様式第2号による。

2 理事長は、一般競争入札の公告をする場合においては、入札の公告期間は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間によることとし、組合事務所に掲示して行わなければならない。

3 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (2) 入札の日時、場所及び方法に関する事項
- (3) 入札心得及び入札保証金に関する事項
- (4) 契約条項、設計図書等を示す日時及び場所
- (5) 契約保証金及び契約書作成に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他別に定める入札に必要な事項

(参加申請)

第11条 前条の公告により一般競争入札に参加しようとする有資格請負業者は、一般競争入札参加申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、必要に応じて次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 一般競争入札参加申請資料(様式第4号)
- (2) 技術者配置予定表(様式第5号)
- (3) 元請としての施工実績表(様式第6号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(参加申請の審査)

第12条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、参加の適否を決定し、一般競争入札参加申請承認通知書(様式第7号)又は一般競争入札参加申請却下通知書(様式第8号)により当該申請をした有資格請負業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が支障がないと認めるときは、一般競争入札参加申請の審査を一般競争入札の執行後に行い、前項の通知を省略することができる。

3 理事長は、前2項に係る審査において、水戸市に意見を求めることができる。

(予定価格の公表)

第13条 理事長は、建設業及び土木建築コンサルタント業等に係る工事等の一般競争入札を執行するときは、あらかじめ当該工事等の予定価格を公表するものとする。

(予定価格)

第14条 理事長は、理事会の承認を得て入札に付する事項の価格をその事項に関する設計書、仕様書等によって予定し、その予定価格を入札(見積)予定価格調書(様式第9号)に記載して密封し、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、入札前にその予定価格を公表したときは、この限りでない。

2 予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う事項に係る契約にあつては、その単価について予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、入札に付する事業に係る実例価格、需要の状況、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格)

第15条 理事長は、工事等の請負を入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

2 理事長は、前項に規定する最低制限価格を設けるときは、第10条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第16条 一般競争入札者は、入札書を作成し、理事長が定める期日又は期間内に理事長に提出しなければならない。この場合において、当該期日又は期間内に入札書が到着しなかったものについては、入札がなかったものとみなす。

2 前項の規定による入札書の提出は、次の各号に掲げる方法のうち、理事長が一般競争入札ごとに指定する方法によらなければならない。

(1) 持参による方法

(2) 郵送による方法

3 一般競争入札代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

4 前項に規定する一般競争入札代理人は、同一入札において2以上の者の代理人となることができない。

5 一般競争入札者は、同一入札において他の一般競争入札者の代理人となることができない。

(開札)

第17条 理事長は、2名以上の理事立ち会いのもとに公開で開札するものとする。

2 理事長は、秩序の維持に支障があると認めるときは入札者の退場を求めることができることとし、退場を命じられた入札者は入札辞退として扱う。

(無効の入札)

第18条 無効とする入札は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入札について不正の行為があつたとき。

- (2) 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき、又は入札書に記名押印がないとき。
- (3) 入札書を2通以上提出したとき。
- (4) 他の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をしたとき。
- (5) その他この規則で定める事項又は別に定める事項に違反したとき。

(再度入札)

第19条 理事長は、入札書を開札した場合において、入札した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。)は、直ちに再度の入札をすることができる。

(落札者の決定等)

第20条 理事長は、入札書の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合においては、本規程において準用する地方自治法施行令第167条の9から第167条の10の2までの規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあっては最高の価格をもって入札した者を、支出の原因となる契約にあっては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

- 2 理事長は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者又は落札者の代理人に通知しなければならない。
- 3 落札者は、前項の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。

(落札保留の措置)

第21条 理事長は、工事に係る一般競争入札を執行した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした入札参加者の当該最低の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札参加者の落札を保留するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により落札を保留したときは、当該入札参加者に当該最低の価格に係る積算資料を提出させ、その内容を審査するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定による審査の結果、入札参加者が契約の内容に適合した履行ができると認めるときは落札の決定をし、契約の内容に適合した履行ができないと認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の入札参加者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 4 前項の場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一般競争入札参加辞退の自由)

第22条 第11条の規定により一般競争入札の参加の申請をした有資格請負業者は、当該一般競争入札に参加しないことができる。この場合において、当該有資格請負業者は、当該一般競争入札の執行前までに文書によりその旨を申し出なければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により有資格請負業者から一般競争入札に参加しない旨の申出があったときは、当該有資格請負業者に対して不利益を与えてはならない。

(談合情報の措置)

第23条 理事長は、一般競争入札の執行前において、一般競争入札の参加の申請をした有資格請負業者(事業者団体を含む。以下この条において同じ。)が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に抵触する行為をしたとの情報があつたときは、当該有資格請

負業者から事情聴取をし、かつ、当該行為がない旨の誓約書（様式第10号）を提出させてからでなければ当該一般競争入札を執行してはならない。

（入札保証金の還付等）

第24条 理事長は、入札に当たり、入札保証金を徴した場合においては、入札終了後、直ちに一般競争入札者に還付しなければならない。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

（経過及び結果の公開）

第25条 理事長は、一般競争入札の執行の経過及び結果を公開しなければならない。

（参加申請の却下等の理由の開示）

第26条 理事長は、第12条の規定により参加申請を却下された請負業者から、却下の理由の開示を求められたときは、速やかに文書により回答しなければならない。

第4章 指名競争入札

（指名選定）

第27条 理事長は、有資格請負業者を工事等に指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項について留意するとともに、特定の有資格請負業者に偏らないように配慮しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事等の成績
- (4) 技術者の状況
- (5) 手持ち工事等の状況
- (6) 工事等についての技術的特性

2 理事長は、前項に係る指名業者の選定の参考とするため、理事会の承認を得て水戸市に選定を依頼することができる。

（重複指名選定）

第28条 理事長は、入札の執行を同日に行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部の有資格請負業者（第7章に規定する特定建設工事共同企業体を含む。以下この条において同じ。）を重複して指名することができる。

- (1) 工事等を分割して発注する必要があるとき。
- (2) 第27条第1項に掲げる指名選定の基準に照らし適当と認める有資格請負業者が少数のため、重複して指名する必要があるとき。

2 理事長は、前項の規定を適用する場合の指名競争入札の指名通知及び執行に当たっては、「本工事等の指名は、分割発注等に係る指名であり、落札者（随意契約を含む。以下この条において同じ。）は、同日に執行する他の分割工事等に係る指名競争入札に参加できない。」旨の条件を付さなければならない。

3 理事長は、1年以内に工事等を分割して発注する場合において、当該分割した工事等（以下「分割工事等」という。）の入札の執行を同日に行うことができないときは、先に実施した分割工事等の落札者を他の分割工事等の指名から除外することができる。

（指名選定の有資格請負業者数）

第29条 指名選定する有資格請負業者数は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。ただし、工事等の技術的特性その他の理由により有資格請負業者が限定される場合は、これによらないことができる。

契約予定金額	有資格請負業者数
8,000万円以上	16
6,000万円以上 8,000万円未満	15
4,000万円以上 6,000万円未満	14
2,000万円以上 4,000万円未満	12
850万円以上 2,000万円未満	11
550万円以上 850万円未満	10
265万円以上 550万円未満	8
130万円（委託業務にあつては、50万円）を超え 265万円未満	7

（指名選定の通知）

第30条 理事長は、有資格請負業者を工事等の指名競争入札に指名するときは、あらかじめ理事会の承認を得ることとし、指名競争入札指名通知書（様式第11号）により当該指名された有資格請負業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により入札の通知をする場合は、入札期日の前日から起算して7日前までに行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日前までに短縮することができる。

（一般競争入札の規定の準用）

第31条 第7条の規定は指名競争入札の発注形態について、準用する。

2 第10条第4項及び第14条から第25条までの規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、第15条第2項中「第10条の規定による公告」とあるのは、「第30条第1項の規定による通知」と読み替えるものとする。

第5章 随意契約

（随意契約の基準）

第32条 定款第66条第2項に規定するもののほか、随意契約については、この章に規定するところによる。

（発注形態）

第33条 随意契約の発注形態は、有資格請負業者への単独又は第7章に規定する特定建設工事共同企業体並びに有資格請負業者のうち別表第1工種等一覧表第2項中建築関係建設コンサルタントが結成した共同企業体とする。

（定款第66条第2項第1号の範囲）

第34条 定款第66条第2項第1号に規定するその性質又は目的が競争入札に適さないものをするときとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 次に掲げる工事等で、特殊な技術、機器、設備、資格等を必要とし、かつ、請負業者（特定建設工事共同企業体を含む。以下この章において同じ。）が特定されるもの
 - ア 特殊工法、特殊技術等を用いる必要があるもの
 - イ 学術、芸術文化等極めて特殊な知識、技能等が要求されるもの
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるもの
 - エ 電気、ガス等法令の規定により契約の相手方が特定されるもの
- (2) 次に掲げる工事等で、施行上の経験若しくは知識又は現場の状況に精通している請負業者に請負をさせる必要があるもの
 - ア 本施行に先立つ試験的な施行の結果、試験的に施行した請負業者に請負をさせる必要があるもの
 - イ 既存設備、成果品等と密接不可分の関係にあるため、同一の請負業者に請負をさせなければ既存設備、成果品等に著しい支障が生じるもの
 - ウ 埋蔵文化財等の調査で、特殊な技術又は手法を用いるもの
- (3) 国、県等の公共団体又は公共的団体に請負をさせる必要があるもの
(定款第66条第2項第2号の範囲)

第35条 定款第66条第2項第2号に規定する緊急の必要により競争入札に付することができないときは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 非常災害に伴い応急工事等をする必要があるもの
 - (2) 災害の未然防止のための応急工事等をする必要があるもの
 - (3) 電気、機械等の故障に伴い緊急に復旧工事等をする必要があるもの
- 2 第3条の規定にかかわらず、前項各号に該当する随意契約については、理事会の事後審査によることができる。

(定款第66条第2項第3号の範囲)

第36条 定款第66条第2項第3号に規定する競争入札に付することが不利と認められるときは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 次に掲げる工事等で、現に契約履行中の請負業者に履行させることが履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができる等有利と認められるもの
 - ア 事情変化により追加する工事等
 - イ 本体と密接に関連する付帯的な工事等
- (2) 次に掲げる工事等で、前工事等の請負業者に施行させることが履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができる等有利と認められるもの
 - ア 前工事等と後工事等が一体の構造物等（一体として機能するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事等と後工事等を施行する請負業者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が特定できない等密接不可分の関係にあるため、一貫した施行が技術的に必要とされる当該後工事等
 - イ 前工事等と後工事等が密接な関係にあり、かつ、前工事等で施行した仮設物等が引き続き使用される後工事等（後工事等に直接関連する仮設物等で、履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができるものに限る。）
- (3) 他の発注者に係る施行中の工事等と交錯する箇所での工事等で、当該工事等の請負業者に施行させることが履行期間の短縮及び経費の節減に加えて工事等の安全適切な施行を確保するうえで有利と認められるもの

(定款第66条第2項第4号の範囲)

第37条 定款第66条第2項第4号に規定する時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 請負業者が工事等の施行に必要な機材等を現場等に多量に保有するため、当該請負業者と随意契約することが入札に付すよりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの
- (2) 特殊な機材等を利用することにより、著しく有利な価格で契約を締結することができるものと認められるもの

(相手方の決定)

第38条 理事長は、第32条から第37条の規定により随意契約をしようとする場合は、第9条に準じて理事会に諮り、随意契約の相手方を決定する。

2 理事長は、前項の決定において、水戸市に意見を求めることができる。

(随意契約理由書の作成)

第39条 理事長は、第32条から第37条までの規定により随意契約をしようとするときは、随意契約理由書(様式第12号)を作成しなければならない。

(見積合わせの回数)

第40条 定款第66条第2項第1号から第4号の規定により随意契約する場合の見積合わせの回数は、3以内とする。

2 定款第66条第2項第5号及び第6号の規定により随意契約する場合の見積合わせの回数は、2以内とする。

(随意契約の予定価格)

第41条 随意契約による予定価格は、見積合わせに付する事項の価格をその事項に関する設計書、仕様書等を基準に理事長が決定するものとする。

2 理事長は、随意契約をしようとする場合において、執行決定伺票の執行予定金額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額未満のときは、当該執行予定金額を予定価格とみなして予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 工事 50万円
- (2) 委託業務 20万円

(一般競争入札の規定の準用)

第42条 理事長は、随意契約による契約の相手方を決定した場合は、第14条から第25条までの規定に準じて手続きを行うものとする。この場合において、「入札」は「見積合わせ」、「入札書」は「見積書」と読み替えるものとする。

2 第22条の規定は随意契約の見積合わせの参加辞退について、第23条の規定は随意契約における談合情報の措置について、第25条の規定は随意契約の執行の経過及び結果の公開について、第30条の規定は随意契約における見積合わせの指名通知について、それぞれ準用する。

第6章 理事会

(理事会の役割)

第43条 理事会は、次の各号に掲げる事項について審査等を行う。

- (1) 一般競争入札対象工事の選定及び条件付き内容の審査並びに参加申請の承認及び却下に関する事。
- (2) 指名競争入札に係る有資格請負業者の指名選定に関する事。
- (3) 次章に規定する特定建設工事共同企業体への発注の適否並びに特定建設工事共同企業体構成員の予備指名選定並びに特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査及び本指名選定に関する事。
- (4) 第5章に規定する随意契約の適否の審査及び請負業者の指名選定に関する事。
- (5) 第8章に規定する参考見積徴取の適否の審査及び請負業者の指名選定に関する事。
- (6) 第21条第2項の規定による審査及び同条第3項の規定による落札の決定に関する事。
- (7) その他理事会が必要と認める事項に関する事。

(持回り審査)

第44条 理事長は、理事会を招集するいとまがないとき、又は軽易な事案で会議に付す必要がないと認めるときは、持回り審査により前条に係る審査に代えることができる。

第7章 特定建設工事共同企業体

(共同企業体による入札)

第45条 理事長は、その規模及び性格を考慮して総合力を発揮させるとともに、市内の有資格請負業者の施工技術の向上及び受注機会の拡大を図るため、有資格請負業者に特定建設工事共同企業体（以下この章において「共同企業体」という。）を結成させ、共同請負方式により入札に付すことができる。

(共同企業体の対象工事)

第46条 共同企業体に発注する工事は、おおむね次の表に掲げる契約予定金額の工事であつ、その工期、内容、技術的特性等を勘案して共同請負方式によることが適当であると認められるものとする。

対象工事	契約予定金額
土木一式工事	10,000万円以上
建築一式工事	12,000万円以上
設備等の工事（土木一式工事及び建築一式工事以外の工事）	10,000万円以上

(共同企業体の形態)

第47条 共同企業体は、工事ごとに結成するものとし、かつ、その運営形態は、構成員が一体となって施工する方式とする。

(共同企業体の構成員の要件)

第48条 共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事に対応する工種について、有資格請負業者であり、かつ、当該工種に対応する許可業種について当該許可を受けてから2年以上の営業実績があること。

(2) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、請負実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事を施工した実績があること。

(3) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を置き、かつ、当該工事の施工に当たり当該監理技術者又は主任技術者を工事現場ごとに専任配置できること。

(共同企業体の構成員数等)

第49条 第46条に規定する対象工事に係る共同企業体の構成員数は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

契約予定金額	工事ごとの構成員数		
	土木一式工事	建築一式工事	設備等の工事
30億円以上	5	5	5
15億円以上 30億円未満	4	4	5
5億円以上 15億円未満	3	3	4
2億円以上 5億円未満	2	2	3
8千万円以上 2億円未満	2	2	2

(共同企業体対象工事の予備指名)

第50条 理事長は、指名競争入札により共同企業体に発注しようとするときは、構成員の区分ごとに予備指名し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定による構成員の区分ごとの予備指名推薦は、おおむね次の表に掲げる共同企業体の本指名数を基準として行うものとする。

契約予定金額	工事ごとの本指名数		
	土木一式工事	建築一式工事	設備等の工事
5億円以上	13	13	12
2億円以上 5億円未満	12	12	11
2億円未満	11	11	10

3 理事長は、前2項の予備指名に関し、水戸市に意見を求めることができる。

(共同企業体の代表者)

第51条 共同企業体に、代表となる構成員（以下この章において「代表者」という。）を置くものとし、当該共同企業体の代表者は、第8条に規定する総合数値が当該共同企業体の構成員のうちで最大でなければならない。ただし、異なる工種その他工事の特殊性がある場合においては、これによらないことができる。

(構成員の出資比率)

第52条 共同企業体の代表者の当該共同企業体における出資比率は、構成員のうちで最大でなければならない。

2 共同企業体の構成員の最小出資比率は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の表に掲げる比率以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2	30パーセント
3	20パーセント
4	15パーセント
5	10パーセント

(複数共同企業体の構成員の禁止)

第53条 共同企業体の構成員は、同一発注工事において他の共同企業体の構成員となる
ことができない。

(予備指名の選定通知)

第54条 理事長は、第30条から前条までの規定により共同企業体の構成員を予備指名し
たときは、当該予備指名をした有資格請負業者（以下この章において「予備指名業者」
という。）に対し、特定建設工事共同企業体構成員選定通知書（様式第13号）により
通知するものとする。

(入札参加資格の審査申請)

第55条 前条の規定により通知を受けた予備指名業者は、共同企業体を結成して入札に
参加しようとするときは、理事長が指定する日までに特定建設工事共同企業体入札参加
資格審査申請書（様式第14号）に特定建設工事共同企業体協定書（様式第15号）を添
えて理事長に提出しなければならない。

(共同企業体の存続期限)

第56条 発注工事について契約を締結した共同企業体の存続期限は、当該工事について
給付の確認の検査に合格し、かつ、契約の目的物の引渡し完了した日の翌日から起算
して2年とする。

2 工事を請け負うことができなかつた共同企業体の存続期限は、当該工事に係る契約の
締結のあった日までとする。

(共同企業体編成表)

第57条 共同企業体は、発注工事について契約を締結したときは、速やかに特定建設工
事共同企業体編成表（様式第16号）を理事長に提出しなければならない。ただし、理
事長が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

第8章 参考見積り徴取

(参考見積りの徴取)

第58条 理事長は、工事等の設計金額を算出するため必要があると認めるときは、請負
業者から参考見積りを徴取することができる。

2 前項の規定により参考見積りを徴取する場合は、水戸市契約規程に準拠し、契約予定
金額に応じ必要な業者数から徴取しなければならない。ただし、事情により必要な数
に満たない場合はこの限りでない。

3 前項の規定による請負業者数は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

契約予定金額	見積徴取業者数
6,000万円以上	6
2,000万円以上 6,000万円未満	5
550万円以上 2,000万円未満	4
130万円(委託業務にあつては、50万円)を超え 550万円未満	3

4 前項による参考見積り徴取を行う場合は、第27条に準じて見積り徴取業者を選定し
たうえで、理事長は、参考見積り徴取理由書（様式第17号）を添えて理事会に諮り、理
事会の決定を経なければならない。

第9章 契約の締結及び履行

(契約の締結)

第59条 理事長は、落札者または随意契約の相手方を決定したときは、その通知をした日から5日以内に契約を締結しなければならない。

2 前項の契約書等の内容及び書式については、理事会で定める。

(契約の履行の確保)

第60条 理事長は、受注者に契約書に定めた事項を忠実に履行させなければならない。

2 理事長は、契約書で定めたとおり受注者に履行させるため、理事長の指名した者に監督及び検査等を行わせることができる。

第10章 入札参加資格停止

(入札参加資格停止)

第61条 理事長は、水戸市により入札参加資格を停止された有資格請負業者が工事の一般競争入札の参加申請の承認または工事等の指名競争入札に指名されているときは、これらを取り消さなければならない。

第11章 雑 則

(委任)

第62条 この規程に定めるもののほか、工事等にかかる契約をするために必要な事項は理事会の議決により定める。

附 則

この規程は、総会の議決を得た日から施行する。

この規程は、令和2年9月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

工種等一覧表

1 建設業

1	土木	2	建築	3	大工
4	左官	5	とび・土工・コンクリート	6	石
7	屋根	8	電気	9	管
10	タイル・れんが・ブロック	11	鋼構造物	12	鉄筋
13	舗装	14	しゅんせつ	15	板金
16	ガラス	17	塗装	18	防水
19	内装仕上	20	機械器具設置	21	熱絶縁
22	電気通信	23	造園	24	さく井
25	建具	26	水道施設	27	消防施設
28	清掃施設	29	解体		

注 それぞれの工事業を示す。

2 土木建築コンサルタント業等

31	測量	測量一般，地図の調整，航空測量，その他			
32	土木関係建設 コンサルタント	土質及び基礎，鋼構造及びコンクリート，河川砂防及び海岸，発電土木，道路，トンネル，施工計画及び施工設備，建設機械，下水道，造園，その他			
33	建築関係建設 コンサルタント	建築一般			
		専門	意匠，構造，冷暖房，衛生，電気，建築積算，機械設備積算，電気設備積算，調査，その他		
34	補償関係建設 コンサルタント	物件・権利調査，事業関連調査，登記手続，その他			
35	地質調査				
36	その他				

3 施設維持管理業等

43	警備	52	廃棄物処理
53	イベント企画運営	56	消毒・防除
60	ビデオ・映画製作	99	その他